

19 新たな森林管理制度の長野県の取組について

長野県林務部森林政策課

森林経営管理支援センター 課長補佐 ○井出 政次

1. 課題を取り上げた背景

森林・林業施策における中心的な役割を担う市町村において、新たな森林管理制度（以下「経営管理制度」といいます。）は、その役割をより鮮明に、より重みを増していくことになりました。加えて、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことで、森林所有者のみならず、納税者である国民がその役割に期待し注目しています。このため、森林が所在する市町村においては、経営管理制度の運用に着手することが求められていますが、その事務は多岐にわたり、相当の事務量の増加が見込まれるとともに、専門分野の知識や技術が必要になります。こうした状況を踏まえ、平成 30 年度に県と市町村の代表者とで「新たな森林管理システムの効果的な運用のためのワーキンググループ（以下、「ワーキング」といいます。）」を設置して、その対応への検討を行いました。

2. ワーキングにおける検討のポイント

ワーキングでは、経営管理制度の導入にあたり、多くの市町村でマンパワーの不足、とりわけ専門人材が不足していることが議論の中心になりました。新たに人材を雇用できればいいのですが、市町村に措置される森林環境譲与税の規模や、県全体の技術者の人数といった状況を考慮しても、全ての市町村で人材を確保することは現実的ではありません。また、同様の事務をそれぞれの市町村が行うのは非効率ともいえます。このため、ワーキングの検討のポイントとしては、「広域連携」による対応を図ることが、効率的かつ効果的との結論に至り、県には市町村への人材面と財政面を含め、全面的な支援の要請がありました。

一方で、今回の制度は市町村が主体的に進めるべき制度であり、森林の規模や資源構成、市町村の組織体制、森林情報の管理など、市町村によって状況が様々であることから、一様に広域連携のあり方を示すことが馴染まないため、それぞれの地域で広域連携に向けた研究を進め、地域にとって望ましいあり方を協議することの必要性を強調しています。また、長期にわたって森林の経営管理を進めていくためには、所有者の把握、境界の明確化などの条件整備が必要になることから、当面 10 年程度は、こうした条件整備を優先して進め、可能な場所では段階的に森林整備に着手しつつ、少なくとも、森林環境税の課税が始まる令和 6 年度には本格的な森林整備が始まっているように取組を進めることが必要としています。

3. 県の支援体制

県では、経営管理制度の創設に合わせて、県庁内に「森林経営管理支援センター」を設置し、市町村からの相談をワンストップで対応するなど、市町村の取組や広域連携に向けた検討・協議を支援することにしています。平成 31 年度は、市町村が行う業務マニュアルの作成を行うとともに、主に市町村職員を対象とした研修会の開催や専門家の派遣などを行っています。

4. 最後に

経営管理制度は、収穫までに長期間を要する林業の特徴から、「所有と管理の分離」の必要性はこれまでも指摘されてきましたが、これに対応する法体制が整ったとも言えることができます。また、市町村が森林の現状に関与する度合いが強まってくことで、実質的に地域の森林・林業施策の中心的な役割を担うことに繋がる制度へと発展していくことになると思います。これまで大事に守り育ててきた森林資源を無秩序に伐採することなく適正に利用し、「持続的な森林経営」による地域の活性化を実現するためにも、市町村の積極的な取組と国や県の支援が重要です。